## 佐賀県告示第 157 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり 道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成26年5月2日から平成26年6月2日まで 佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年5月2日

佐賀県知事 古 川 康

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 高串港線	唐津市肥前町田野字鎧田乙 1390 番 3 地先 から 唐津市肥前町田野字鎧田乙 1371 番 3 地先	平成 26 . 5 . 2
	まで	